令和５年住宅・土地統計調査
土地集計（確報集計）結果
福井県の概要

目　　次

１　世帯が所有している土地の状況 …… 1

２　世帯が所有している現住居の敷地以外の宅地などの状況 …… 4

付表　都道府県別の主な結果（2023年） …… 7

参考　調査の概要 …… 8

令和７年５月

福　井　県

用語の解説

主世帯

１住宅に１世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、１住宅に２世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とした。

現住居の敷地を所有している世帯

現在居住している住居の敷地を所有している主世帯をいう。なお、ここでいう「所有している」とは、住居の敷地に係る不動産の登記簿上の名義（共有名義を含む。）が、当該住居に居住 する世帯員となっている場合をいう。

現住居の敷地以外の土地を所有している世帯

現在居住している住居の敷地のほかに土地を所有している主世帯をいう。なお、ここでいう「所有している」とは、登記の有無にかかわらず世帯員がその土地の固定資産税を納付している場合をいい、世帯員が相続する予定の土地について相続手続中の場合も「所有している」とした。

現住居の敷地以外の宅地などを所有している世帯

現住居の敷地以外の土地を所有している主世帯のうち、「農地」又は「山林」以外の土地を所有している世帯をいう。なお、ここでいう「宅地など」には、住宅用地や事業用地のほか、原野、荒れ地、池沼なども含む。

現住居の敷地以外の宅地などの所在地

世帯が所有している現住居の敷地以外の宅地などの所在地を次のとおり区分した。

区分	内容
現住居と同じ市区町村	現在住んでいる住居と同じ市区町村
自県内	現在住んでいる住居と同じ都道府県内の他市区町村
他県	現在住んでいる住居と異なる都道府県

その他の用語は、『令和５年住宅・土地統計調査 調査の結果 用語の解説』を参照のこと。
https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2023/tyousake.html

利用上の注意

１　この資料は、土地集計で公表する結果のうち、調査票乙及び建物調査票を用いて集計した結果から作成している。調査票甲、調査票乙及び建物調査票を用いて集計した結果とは、集計の対象範囲等が異なるため、比較を行う際には留意されたい。

２　本調査では、現住居の敷地以外の宅地などを複数所有している場合、それぞれの区画の取得方法、利用現況、所在地等（以下「取得方法等」という。）の詳細について最大３件目までを調査しており、この資料の図２－２、表２及び図２－３並びに「付表 都道府県別の主な結果（2023 年）」 のうち「現住居の敷地以外の宅地などの所在地別所有件数の割合」は、調査で把握した取得方法等の合計を総数として割合を算出している。

３　本文及び図表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

４　「-」は、該当数値がないもの、又は数字が得られないものを示す。

1　世帯が所有している土地の状況

主世帯（28 万 4 千世帯）のうち、現住居の敷地を所有している世帯は 16 万 6 千世帯で、主世帯に占める割合は 58.5%となっている。

また､現住居の敷地以外の土地を所有している世帯は 6 万 4 千世帯(主世帯に占める割合 22.5%)となっており､このうち現住居の敷地以外の宅地などを所有している世帯は 4 万 4 千世帯(同 15.5%)となっている。＜表 1 ＞

表 1　土地の所有状況別主世帯数－福井県（2023 年）

	総数	土地を所有している世帯		
		現住居の敷地を所有している	現住居の敷地以外の土地を所有している	現住居の敷地以外の宅地などを所有している
実数（世帯）	284,000	166,000	64,000	44,000
割合（%）	100.0%	58.5%	22.5%	15.5%

現住居の敷地を所有している世帯について、主世帯に占める割合を家計を主に支える者の年齢階級別にみると、年齢階級が高くなるほど所有している世帯の割合が高くなる傾向となっており､「50～54 歳」から「85 歳以上」までの区分ではいずれも 60%以上となっている。

また、現住居の敷地以外の土地を所有している世帯についてみると、こちらも同様の傾向となっており、「50～54 歳」から「85 歳以上」までの区分ではいずれも 15%以上となっている。
＜図 1 － 1 ＞

図 1 － 1　家計を主に支える者の年齢階級別土地を所有している主世帯の割合－福井県（2023 年）

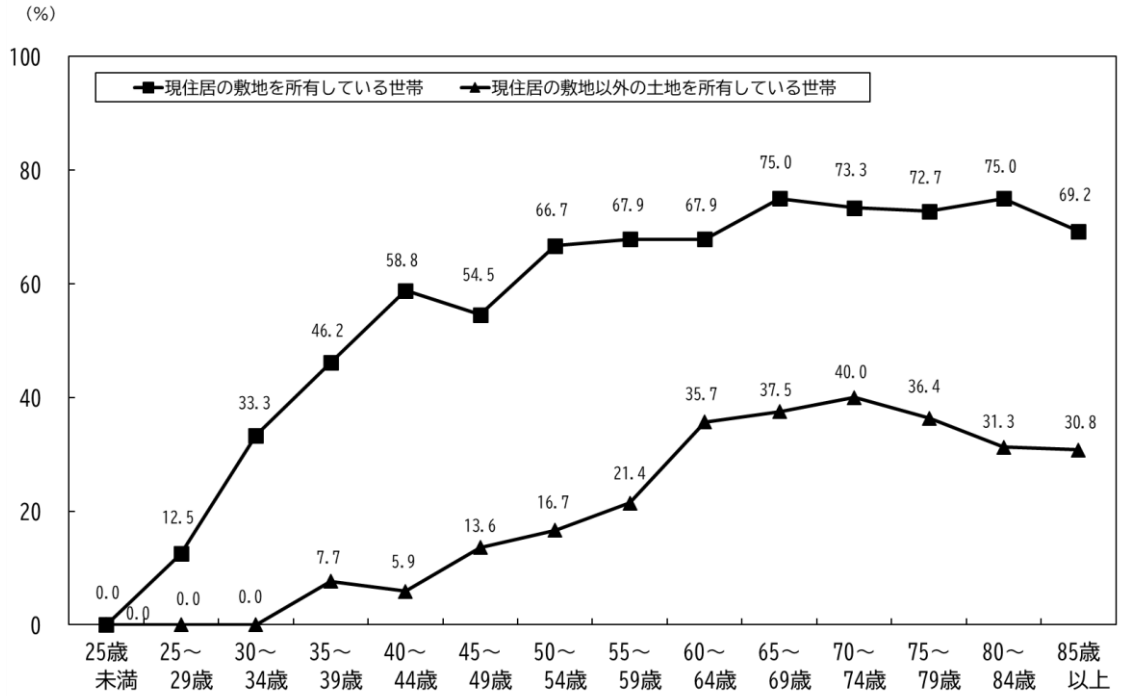

現住居の敷地を所有している世帯について、主世帯に占める割合を世帯の年間収入階級別にみると、年間収入階級が高くなるほど所有している世帯の割合が高くなる傾向となっており、「700～1000 万円未満」で 70％を超え、「1500～2000 万円未満」および「2000 万円以上」では 100％となっている。

また、現住居の敷地以外の土地を所有している世帯についてみると、こちらもおおむね同様の傾向となっており、「1000～1500 万円未満」で 35％を超え、「1500～2000 万円未満」で 66.7％と最も高くなっている。＜図１－２＞

図１－２ 世帯の年間収入階級別土地を所有している主世帯の割合－福井県（2023 年）

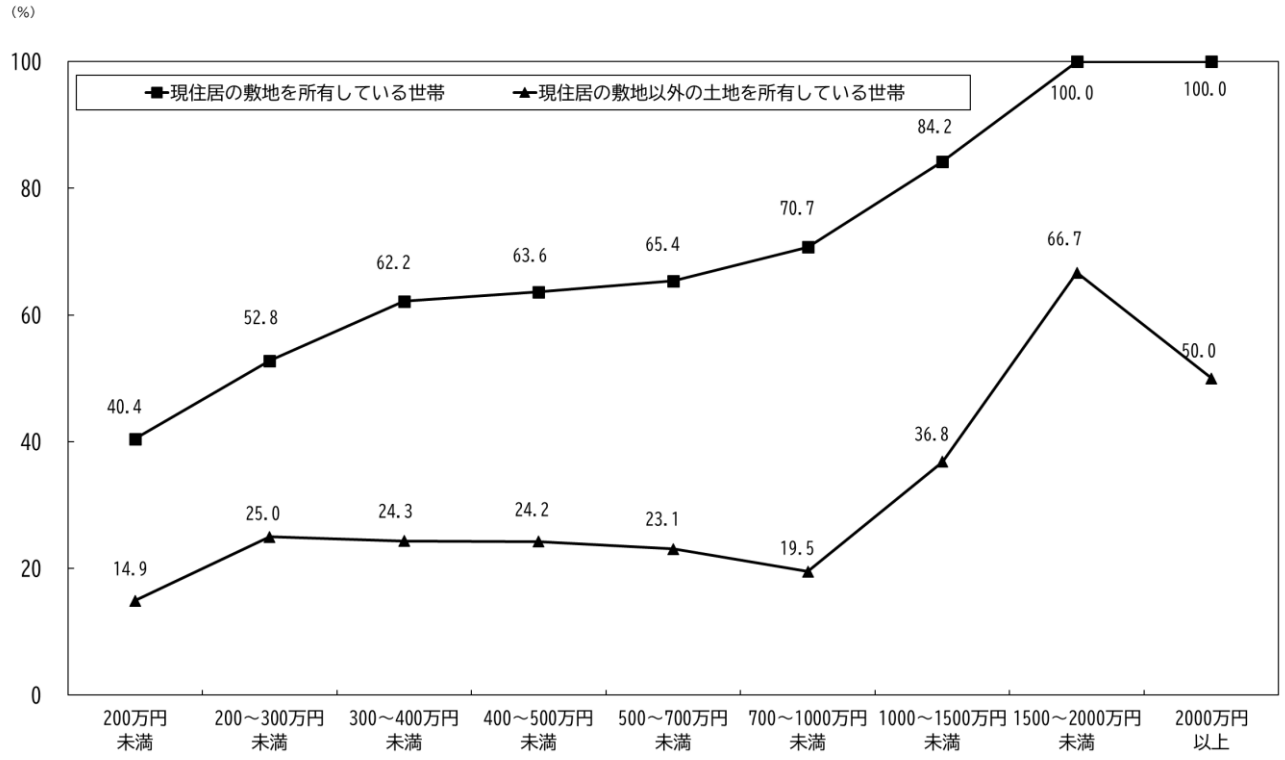

現住居の敷地を所有している世帯について、主世帯に占める割合を家計を主に支える者の従業上の地位別にみると、「自営業主」が 81.5%と最も高く、次いで「無職」が 71.9%、「雇用者」が 65.7%となっている。

また、現住居の敷地以外の土地を所有している世帯についてみると、こちらも同様の傾向となっており、「自営業主」が 44.4%と最も高くなっている。＜図１－３＞

図１－３ 家計を主に支える者の従業上の地位別土地を所有している主世帯の割合－福井県（2023 年）

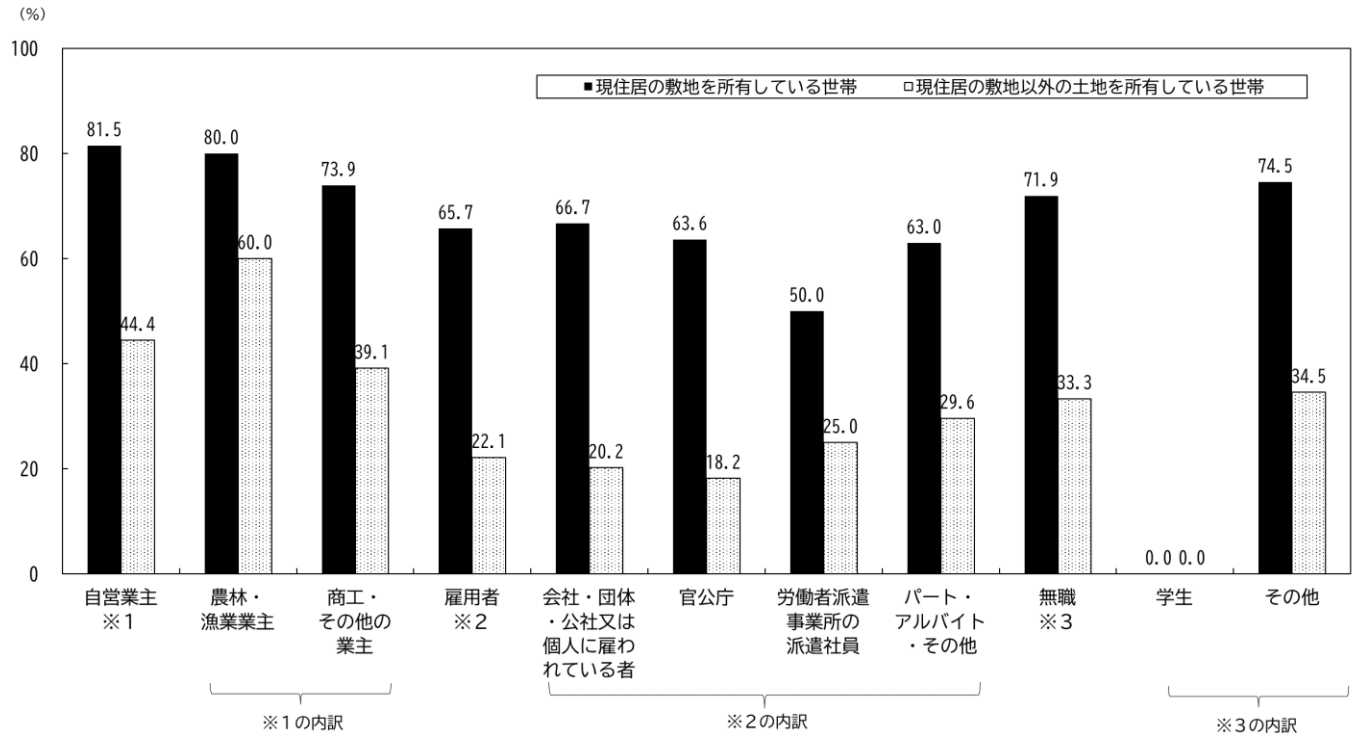

２　世帯が所有している現住居の敷地以外の宅地などの状況

現住居の敷地以外の宅地などを所有している世帯について、１世帯当たり所有件数をみると1.8件となっている。これを世帯の年間収入階級別にみると、おおむね年間収入階級が高くなるほど１世帯当たり所有件数が多くなる傾向となっており、「2000万円以上」では5.0件と最も多くなっている。＜図２－１＞

図２－１　現住居の敷地以外の宅地などを所有している世帯の年間収入階級別
１世帯当たり所有件数－福井県（2023年）

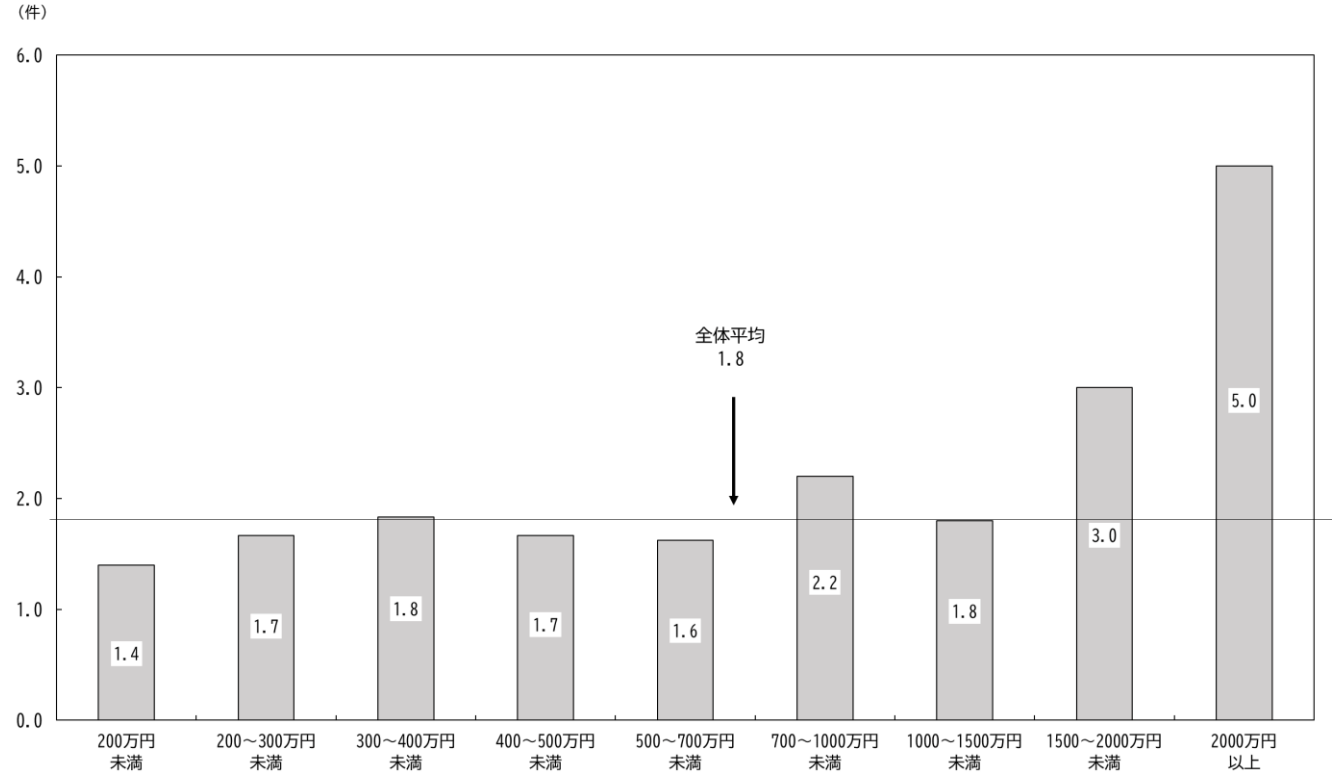

現住居の敷地以外の宅地などの所有件数について、取得方法別に割合をみると、「相続・贈与で取得」が 70.5%と最も高く、次いで「個人から購入」が 16.4%、「会社・都市再生機構(UR)などの法人から購入」が 9.8%などとなっている。＜図２－２＞

図２－２ 現住居の敷地以外の宅地などの取得方法別所有件数の割合－福井県（2023 年）

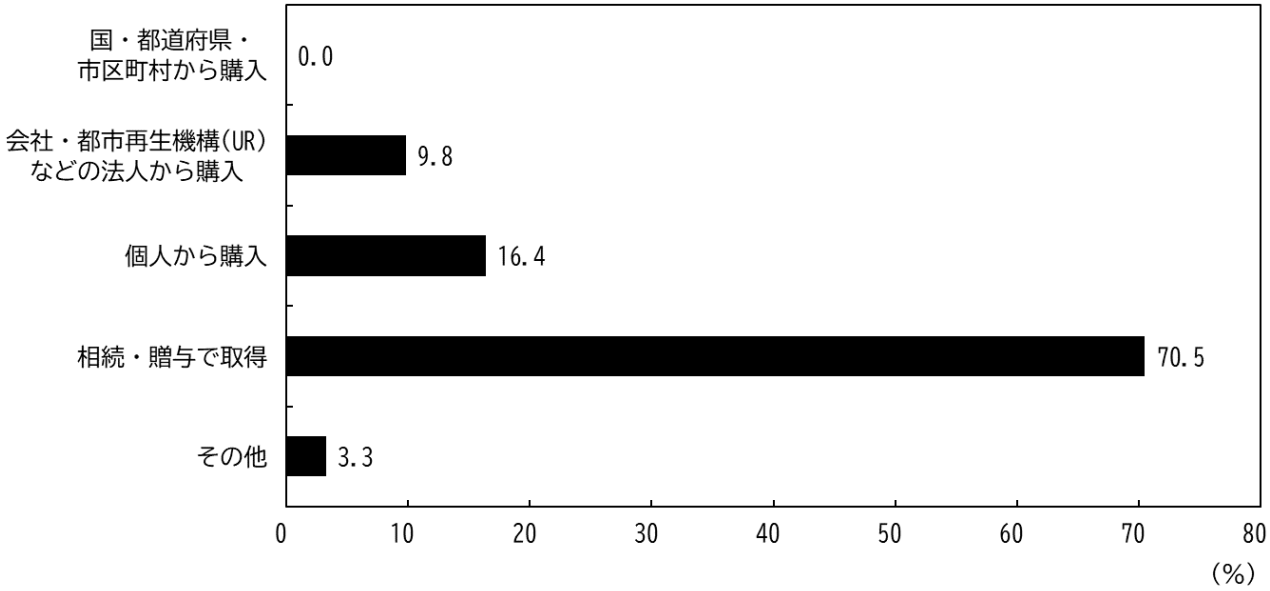

現住居の敷地以外の宅地などの所有件数について、利用現況別に割合をみると、「住宅用地・事業用地」が 93.7%、「その他（原野など)」が 4.8%となっている。

このうち「住宅用地・事業用地」について、その内訳をみると、「主に建物の敷地として利用」が 66.1%と最も高く、次いで「主に建物の敷地以外に利用」が 18.6%、「利用していない（空き地)」が 16.9%となっている。＜表２＞

表２ 現住居の敷地以外の宅地などの利用現況別所有件数の割合－福井県（2023 年）

現住居の敷地以外の宅地などの利用状況	所有件数の割合	
	割合－１（%）	割合－２（%）
総数	100.0	－
住宅用地・事業用地	93.7	100.0
主に建物の敷地として利用	61.9	66.1
居住用	39.7	42.4
事業用	15.9	16.9
その他の建物	6.3	6.8
主に建物の敷地以外に利用	17.5	18.6
利用していない（空き地）	15.9	16.9
その他（原野など）	4.8	－

○割合－１は、総数に占める割合
○割合－２は、住宅用地・事業用地に占める割合

現住居の敷地以外の宅地などの所有件数について、所在地別に割合をみると、「現住居と同じ市区町村」が 87.1％と最も高く、次いで「自県内」が 9.7％、「他県」が 3.2％となっている。＜図２－３＞

図２－３ 現住居の敷地以外の宅地などの所在地別所有件数の割合－福井県（2023 年）

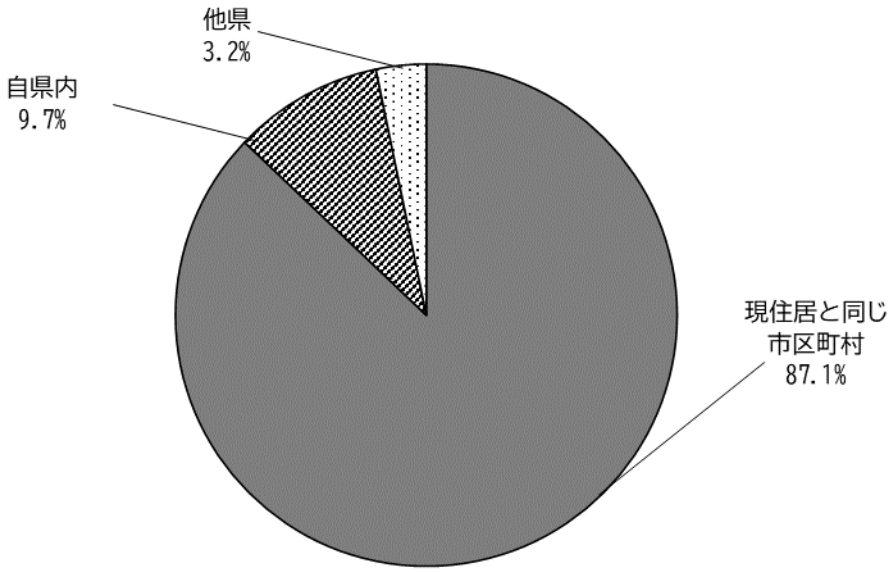

付表　都道府県別の主な結果（2023 年）

（%）

都道府県	主世帯			現住居の敷地以外の宅地などの所在地別所有件数の割合		
	現住所の敷地を所有している割合	現住所の敷地以外の土地を所有している割合	現住所の敷地以外の宅地などを所有している割合	現住居と同じ市町村	自県内	他県
全国	47.1	11.8	8.0	70.9	15.0	14.1
北海道	46.1	8.3	6.4	68.5	28.0	3.5
青森県	61.9	21.7	11.0	82.8	12.5	4.7
岩手県	59.6	23.5	13.6	79.8	15.5	4.8
宮城県	50.5	13.3	8.5	68.6	19.0	12.4
秋田県	66.7	24.3	13.1	80.0	13.8	6.2
山形県	65.3	24.4	12.5	86.2	9.2	4.6
福島県	57.3	20.1	12.5	79.8	13.4	6.7
茨城県	58.5	17.8	10.3	78.3	11.8	9.9
栃木県	58.0	16.1	9.5	76.3	8.6	15.1
群馬県	58.9	18.0	11.8	82.8	11.7	5.5
埼玉県	50.7	8.7	6.5	64.9	13.8	21.3
千葉県	49.7	9.9	7.2	59.1	16.3	24.6
東京都	27.5	4.8	4.3	39.5	16.5	44.0
神奈川県	42.7	6.3	5.4	51.8	14.4	33.8
新潟県	64.3	20.9	12.5	83.3	12.3	4.3
富山県	63.9	19.7	11.9	83.3	10.0	6.7
石川県	56.9	17.0	11.9	78.4	13.5	8.1
福井県	58.5	22.5	15.5	87.1	9.7	3.2
山梨県	56.6	20.4	11.8	80.0	12.7	7.3
長野県	61.4	24.6	14.8	84.9	10.8	4.2
岐阜県	62.9	19.9	12.3	85.7	8.7	5.6
静岡県	57.2	16.0	10.4	81.4	11.4	7.1
愛知県	46.1	11.2	8.4	71.9	15.9	12.3
三重県	61.2	18.3	12.5	84.2	11.4	4.4
滋賀県	58.7	15.3	9.2	78.8	9.1	12.1
京都府	44.1	9.2	7.3	62.2	18.9	18.9
大阪府	37.7	5.4	4.7	58.2	16.8	25.0
兵庫県	48.3	9.7	6.9	65.1	16.3	18.6
奈良県	59.5	12.6	8.8	71.9	10.9	17.2
和歌山県	60.8	18.8	12.6	83.1	12.3	4.6
鳥取県	58.5	25.3	15.2	86.4	6.8	6.8
島根県	57.4	24.2	13.2	87.0	8.7	4.3
岡山県	53.9	18.3	11.6	78.0	15.3	6.8
広島県	50.4	14.4	10.1	69.8	20.4	9.9
山口県	56.0	16.2	11.2	78.3	14.5	7.2
徳島県	54.5	21.1	12.9	80.0	16.0	4.0
香川県	56.1	19.8	12.3	82.5	12.7	4.8
愛媛県	51.8	17.0	10.9	84.0	11.1	4.9
高知県	50.8	18.8	11.0	77.8	17.8	4.4
福岡県	40.0	9.1	6.4	63.2	23.1	13.7
佐賀県	59.4	20.0	11.0	79.5	11.4	9.1
長崎県	51.3	16.2	10.8	83.8	10.8	5.4
熊本県	53.4	18.7	9.9	73.9	19.6	6.5
大分県	51.3	17.4	10.1	77.4	16.1	6.5
宮崎県	54.8	18.5	10.0	82.0	11.5	6.6
鹿児島県	53.2	21.0	11.0	81.0	16.0	3.0
沖縄県	26.9	9.7	6.9	70.2	22.8	7.0

参　考

調　査　の　概　要

1　調査の目的

住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。

調査は昭和 23 年以来５年ごとに実施しており、令和５年住宅・土地統計調査はその 16 回目に当たる。

2　調査の時期

調査は、令和５年 10 月 1 日午前零時現在で実施した。

3　調査の地域

全国の令和２年国勢調査調査区の中から全国平均約５分の１の調査区を抽出し、これらの調査区において令和５年２月 1 日現在により設定した単位区のうち、約 20 万単位区について調査した。

本県では、全市町で 1,347 調査単位区が対象となった。

4 調査の対象

調査期日において調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯（ 1 調査単位区当たり 17 住戸、計約 340 万住戸・世帯）を対象とした。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住する世帯は、調査の対象から除外した。

(1) 外国の大使館、公使館、領事館その他の外国政府の公的機関や国際機関が管理している施設及び外交官・領事官やその随員（家族を含む。）が居住している住宅
(2) 皇室用財産である施設
(3) 拘置所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所
(4) 自衛隊の営舎その他の施設
(5) 在日米軍用施設

5　調査事項

世帯に配布する調査票甲及び乙並びに調査員が記入する建物調査票により、次に掲げる事項を調査した。

【調査票甲】

(1) 世帯に関する事項
　ア 世帯主又は世帯の代表者の氏名
　イ 構成
　ウ 同居世帯に関する事項
　エ 年間収入

(2) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項
ア 従業上の地位
イ 通勤時間
ウ 子の住んでいる場所
エ 現住居に入居した時期
オ 前住居に関する事項
(3) 住宅に関する事項
ア 居住室の数及び広さ
イ 所有関係に関する事項
ウ 家賃又は間代等に関する事項
エ 構造
オ 床面積
カ 建築時期
キ 設備に関する事項
ク 建て替え等に関する事項
ケ 増改築及び改修工事に関する事項
コ 耐震に関する事項
(4) 現住居の敷地に関する事項
ア 敷地の所有関係に関する事項
イ 敷地面積
ウ 取得方法・取得時期等
(5) 現住居以外の住宅に関する事項
ア 所有関係に関する事項
イ 利用に関する事項
(6) 現住居以外の土地に関する事項
ア 所有関係に関する事項
イ 利用に関する事項

【調査票乙】
上記【調査票甲】(1)～(6)に、以下の事項を加えて調査した。
(3) 住宅に関する事項
サ 現住居の名義
(4) 現住居の敷地に関する事項
エ 所有地の名義
(5) 現住居以外の住宅に関する事項
ウ 所在地
エ 建て方
オ 取得方法
カ 建築時期
キ 居住世帯のない期間

(6) 現住居以外の土地に関する事項
ウ 所在地
エ 面積に関する事項
オ 取得方法
カ 取得時期

【建物調査票】
(1) 住宅に関する事項
ア 世帯の存しない住宅の種別
イ 種類
(2) 建物に関する事項
ア 建て方
イ 世帯の存しない建物の構造
ウ 腐朽・破損の有無
エ 建物全体の階数
オ 敷地に接している道路の幅員
カ 建物内総住宅数
キ 設備に関する事項
ク 住宅以外で人が居住する建物の種類

6 調査の方法

調査票甲・乙は、調査員、調査員の事務を一部行う指導員及び調査員事務を受託した事業者が、調査世帯に調査書類を配布し、調査世帯が、インターネットにより回答する方法、記入した調査票を調査員等に提出する方法又は郵送により提出する方法により行った。

また、建物調査票は、調査員等が建物の外観を確認したり、世帯や建物の管理者に確認するなどして作成した。

7 結果の公表

結果は、住宅数概数集計、住宅及び世帯に関する基本集計、住宅の構造等に関する集計及び土地集計から成り、インターネットへの掲載、報告書の刊行などにより公表する。

なお、住宅数概数集計による結果は速報値であり、住宅及び世帯に関する基本集計等による結果とは、必ずしも一致しない。

令和５年住宅・土地統計調査
土地集計（確報集計）結果
福井県の概要

令和７年５月発行

編集・発行
福井県未来創造部統計調査課
人口統計グループ

〒910-8580
福井県福井市大手３丁目 17-1
TEL 0776-20-0273(直通)
0776-21-1111(代表)

福井県統計調査課ホームページ
福井県住宅・土地統計調査　検索

地味にすごい、福井
"JIMI NI SUGOI" FUKUI